

4 芽室町社会福祉協議会職員が目指す職員像

- 1 全ての人の人格・尊厳を重んじ、節度ある態度をもてる者でありたい。
- 2 人から必要とされることに喜びをもてる者でありたい。
- 3 誰からも心を開いてもらえる者でありたい。
- 4 自らの専門性・人間性を高めるため、研さんに励む者でありたい。
- 5 より良い職場環境をつくることに、積極的な者でありたい。
- 6 他職種との連携に、心配れる者でありたい。
- 7 社協全体の動きに、常に関心をもつ者でありたい。

5 芽室町社会福祉協議会「介護保険事業」基本理念

芽室町社会福祉協議会「介護保険事業」基本理念

- 1 職員は、生活の主人公が利用者であることを自覚し、利用者の立場に立った支援を保障しなければならない。
- 2 職員は、利用者の生活の質の向上のため、個人の人格、プライバシー、自己決定、個人の要望などを保障しなければならない。
- 3 職員は、利用者との関係を常に省み、真に“人生の先輩”としての敬意及び“人と人としての平等性”をもった支援を保障しなければならない。
- 4 利用者は、全ての搾取、乱用及び屈辱的な虐待（体罰・暴言など）から保護される権利を有し、職員はそれを保障しなければならない。
- 5 職員は、介護保険制度及び関係制度の基本理念に基づき、利用者の人格や行動を心豊に受け止め、自己変革できる職員集団であるように努めなければならない。

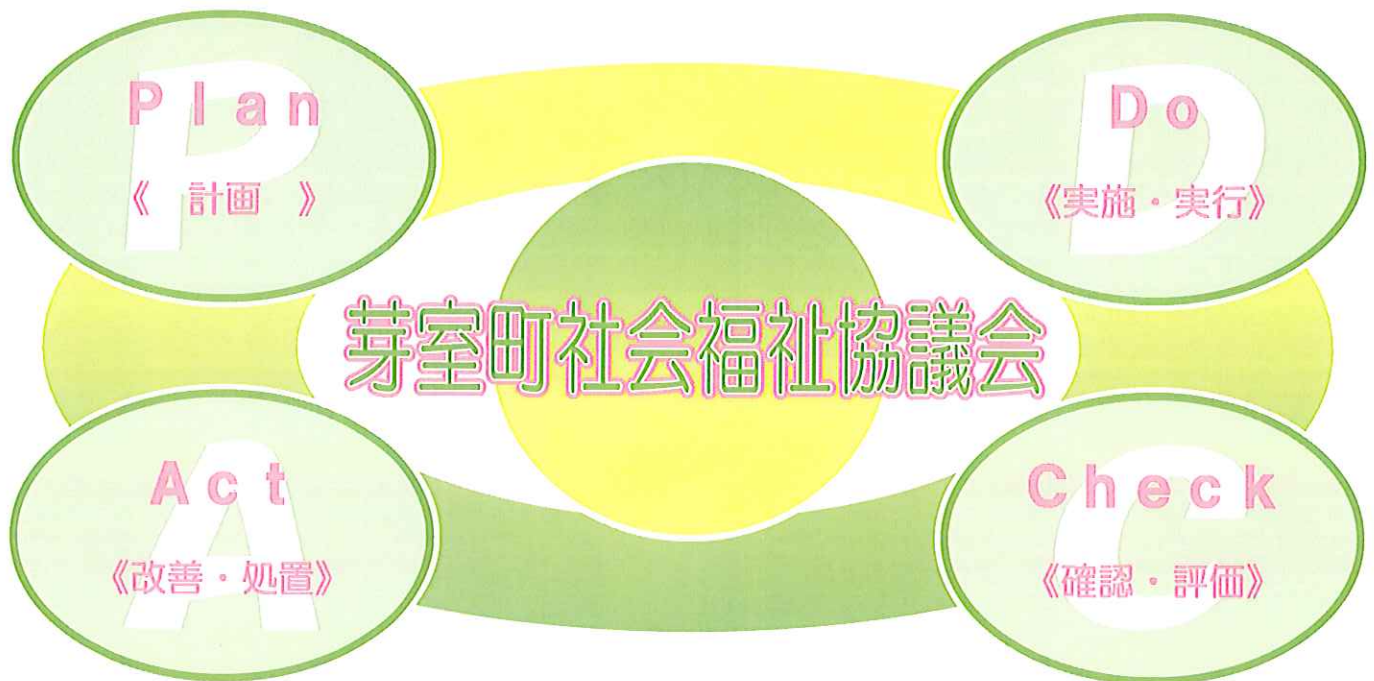
6 芽室町社会福祉協議会「介護職員の倫理規定」10か条

芽室町社会福祉協議会「介護職員の倫理規定」10か条

- 1 職員は、日常生活の介護者としての立場を堅持し、利用者の年齢・性別・障がいの程度・信仰などで差別してはならない。また、いかなる理由があろうとも拒否的な態度や職員の価値観を押しつけてはならない。
- 2 職員は、利用者1人ひとりの個性を尊重し、これらの者が尊厳を保持し、自らの選択肢および自己決定を保障しなければならない。
- 3 職員は、利用者のプライバシー保障、援助上関わる全ての物品を適切に取り扱わなければならない。また、利用者個人の秘密に関わる事項を外部に絶対漏らしてはならない。
- 4 職員は、利用者の生活全般にわたって、その悩み、要望、相談ごとなど、援助を求められたときは、本人の立場に立って親切丁寧に解決するように努めなければならない。また、求められた内容がより円滑に解決されるよう、関係者・機関との連携を図らなければならない。
- 5 職員は、利用者の生活・活動に関して、可能な限り利用者の希望に添って生きがいに繋がる支援になると共に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めなければならない。
- 6 職員は、自分勝手な都合の良い言い訳をしたり、利用者の正当性のある意見を無視するような言動や一方的な意見の押しつけをしてはならない。
- 7 職員は、利用者を好き嫌いで判断したり、無視したり、如何にも嫌な態度を表してはならない。また、常に利用者との信頼関係を築いていけるように努めなければならない。
- 8 職員が利用者へ支援を提供するときは、相手の承諾を得られるように声がけをし、一方的な援助にならないように心がけなければならない。
- 9 職員は、健全なパーソナリティを持ち、何事にも積極的に取り組み、責任を持って業務をやり遂げられるように努めなければならない。
- 10 職員は、介護職としての必要な専門性を高め、チームワークを尊重し、研修・研究に積極的に参加して、自己研さんできる職員になれるよう努めなければならない。

7 PDCAマネジメントサイクル

芽室町社会福祉協議会は、下記『PDCAマネジメントサイクル』により、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）を繰り返し、第4期「地域福祉実践計画」を進めると共に、事業の質と職員の資質向上を図り、地域福祉を推進します。



8 第4期「地域福祉実践計画」策定メンバー

所 属	役 職	氏 名
芽室町社会福祉協議会「総務部会」	部 会 長	田 村 武 治
	部 会 員	三 寺 邦 宏
	部 会 員	小 森 良 次
	部 会 員	谷 口 和 徳
	部 会 員	堂 畑 富美子
事務局（芽室町社会福祉協議会）	事 務 局 長	遠 藤 久 雄
	地 域 福 祉 係 長	旭 美樹生

(敬称略)

9 バージョン情報 Ver 1. 4 (平成25年6月)